

門市人第 206 号
令和 3 年 9 月 28 日

大阪社会保障推進協議会
会 長 安達 克郎 様

門真市長 宮本 一孝

2021 年度自治体キャラバン行動
「新型コロナ禍のもとでの住民生活を支えるための要望書」
について (回答)

令和 3 年 7 月 8 日付で提出のありました標記の件について、下記のとおり回答
いたします。

記

回答 別紙のとおり

〒571-8585 大阪府門真市中町 1-1
門真市 市民文化部 人権市民相談課
担当 松村
電話 06-6902-5648 (直通)
mail:koucho@city.kadoma.osaka.jp

《回答書》

令和3年9月28日

1. 自治体職員の削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

【回答】 人事課

人員配置及び職員採用については、職場状況や普通退職者数、業務量の状況も加味しつつ、検討してまいります。

2. コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山います。土日や連休などにも窓口対応ができるようにしてください。

【回答】 企画課

新型コロナワクチン接種など必要に応じて、土日祝日も対応しているところです。また、新型コロナウイルス感染症に関する相談においては、土日祝日対応が可能なところも含め、市ホームページに紹介しております。

3. 各市町村独自の現金支給を今年度も行ってください。昨年度大変喜ばれた上下水道基本料金減免を今年度も実施してください。

【回答】 企画課、お客さまセンター

市独自施策につきましては、現状の課題等も踏まえ、ウィズコロナ、ポストコロナを見据え、優先すべき事業を見定め、検討してまいりたいと考えております。

また、昨年度に引き続いての水道基本料金の減免につきましては、水道事業において、令和3年1月1日から水道料金を引き下げたところであり、今年度の実施は、経営的観点から困難であります。

4. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

【回答】 企画課

国においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策やポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現等、様々な支援を行っていくと聞き及んでおります。新型コロナウイルス感染症対策については、必要に応じて要望してまいります。

5. 新型コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。感染経路を科学的につかむために、国や行政によるPCR検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要です。クラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的なPCR検査の実施など、必要などころにいち早くPCR検査ができるようにして下さい。

【回答】 健康増進課

昨年11月24日以降の受診相談体制の変更により、新型コロナを疑う場合は、かかりつけ医あるいはコロナ受診相談センターに相談の上、PCR検査が必要と判断された方につきましては、府が指定した「診療・検査医療機関」に繋ぐことにより、地域が一体的となって対応できるよう体制整備がなされているところです。

《回答書》

令和3年9月28日

また、PCR検査体制につきましては、昨年8月27日より大阪府からの受託事業である検体採取センターを本市が保健福祉センターにおいて設置運営しておりましたが、12月1日より、府が民間業者に委託先を変更し、予約から検体採取、検体預かり等の一元的な体制のもと、検査機能の拡充を図っているところであり、特定の業種に対するPCR検査等の実施については、国、府の動向を注視し、実施に際して協力の要請があった場合は、本市が可能な範囲で協力してまいります。

今後につきましては、民間検査機関と医療機関の連携体制や精度管理等の状況を見据えつつ、適宜検査機能の拡充等について国へ要望してまいります。

さらに、必要な医療が確保されるよう体制整備等を国・府へ要望してまいります。

6. 大阪市・堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

【回答】健康増進課

感染症の発生及びまん延防止を目的として策定された「大阪府感染症予防計画」に基づき、感染症を取り巻く新しい事象に迅速・的確に対応し、総合的な見地から感染症対策を推進するよう、引き続き府へ要望してまいります。

7. ワクチン接種は医療関係者だけでなく介護・障害・保育関係者にも先行接種をしてください。

【回答】健康増進課

市内の高齢者施設従事者については、優先接種の対象となっておりますことから7月末には接種を終了しております。保育関係者については、6月中旬から集団接種におけるロス対応として実施しており、8月上旬には児童クラブを含む市内の小中学校の教育関係者とともに、希望者への先行接種をしております。また、集団接種を希望する市内の障がい者施設の利用者に対しても接種を実施しております。

8. 現役世代が失業、休業等で困窮しています。子ども及びひとり親の医療費助成制度は無料にしてください。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にしてください。

【回答】こども政策課

府内の市町村が府から補助金の交付を受けて実施している制度であり、引き続き、府の動向を注視していきます。

9. 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

【回答】福祉政策課、こども政策課

《回答書》

令和3年9月28日

子ども食堂等に関する市民への情報提供や、食材の提供を希望される企業等とのマッチング等を通じて、継続的な運営に資するよう支援に努めております。

また、支援を要する子ども及び保護者の発見から支援の実施、見守りにつなげることを目的とした「子どもの未来応援ネットワーク事業」を実施しているところであり、物資の提供も行っております。

また、門真市社会福祉協議会にて、善意銀行の事業として、生活困窮者に対し、米やパン、缶詰などの食糧支援を行っております。なお、門真市からは、災害時に備えて備蓄していたアルファ化米 100 食を令和3年7月に同会に提供することで、この事業を支援しております。

10. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

【回答】教育総務課、保育幼稚園課

学校給食費の無償化については、他市での事例も参考に、引き続き国からの支援策や市町村の動向も含め調査・研究しつつ、実施時期等を見極めながら適切に判断してまいりたいと考えています。

保育所・こども園・幼稚園などの副食費については、本市では、国に先行して平成29年度より段階的に実施してきた3歳児から5歳児の幼児教育・保育の無償化において、副食費を含めた保育料を無償化の対象としてきました。

また、令和元年10月からの国の幼児教育・保育の無償化により副食費が実費徴収とされた際も、徴収免除対象とならない世帯について、同月より副食費相当額を施設に補助することで、引き続き保護者負担の軽減を図っております。

さらに、令和2年4月からは、副食費無償化の対象範囲を私立幼稚園に通う年収360万円未満相当世帯及び全ての世帯の第3子以降まで拡充しております。

今後におきましても、保護者の負担軽減を図るべく、引き続き適切な対応に努めてまいります。

11. 国民健康保険料の値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも独自に適用拡大をしてください。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行ってください。昨年より後退したコロナ対応保険料減免については自治体として国に強く意見を上げることと独自の減免拡充を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

【回答】健康保険課、収納課

令和3年度も、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する保険料の減免を行っております。

《回答書》

令和3年9月28日

また、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給については、国の基準に基づき実施しております。なお、自営業者及びフリーランスの方への対応については今後、国・府の動向を注視してまいります。

傷病手当金や保険料の減免制度の周知については、ホームページに記事を掲載するとともに、郵送にて申請が行えるよう申請書等をダウンロードできるようにしております。なお、三密回避の観点から、傷病手当金や保険料の減免制度以外の申請書等についても多数掲載しております。また、保険料の減免制度や一部負担金の減免制度については、保険料の納入通知書や保険証を送付する際にチラシ又はパンフレットを同封しており、制度の周知に努めております。

市税および国民健康保険料における徴収の猶予制度の周知につきましては、広報及びホームページにて行っているところであります。

来庁以外の申請方法につきましては、郵送申請も可能となっております。

徴収猶予を申請される際には、三密を避けるため、お電話やメールでの事前相談のうえで、必要書類をご案内または郵送させていただく等の対応を行っております。

また、徴収猶予の申請書につきましては、市ホームページでのダウンロードが行えます。

12. 高齢者の負担能力を超えている介護保険料について抑制してください。国に財政負担を求めつつ、一般財源からの繰り入れにより基準額を引き下げてください。（※介護給付費準備基金がある場合は、第8期保険料抑制のためにその全額を繰り入れてください）介護保険料の所得段階別設定について、非課税世帯（国基準第1～第3段階）については、公費投入によりさらに引き下げてください。課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を引上げてください。低所得者に対する介護保険料減免制度を拡充してください。

【回答】高齢福祉課

介護保険給付費等準備基金については、これまでも条例の趣旨に従い適正に執行しており、今後も保険料の抑制など、有効に活用してまいります。

また、介護保険料の所得段階は介護保険事業計画で定められたものとなっており、介護給付費の推移を見ながら、次期計画策定の際も適切な所得段階区分の設定に努めてまいります。

なお、介護保険料については、厚生労働省の通知に基づき、昨年引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けた第1号被保険者に対する保険料の減免を行っております。さらに、今年度から、介護保険料区分が第2段階又は第3段階で一定の要件を満たす第1号被保険者を対象に、くすのき広域連合独自減免を開始し、くすのき広域連合ホームページや介護保険料決定通知書に減免等を記したお知らせチラシを同封する等、周知に努めております。

13. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。生活保護生を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないでください。

【回答】保護課、福祉政策課

生活保護の申請については、以前より郵送での申請は受け付けておりますが、生活保護の申請意思を確認したうえで、生活保護の要否判定に必要な情報を聴取する必要があるため、ホームページへの申請書の掲載は考えておりません。

また、相談室には仕切りを設置し、対人距離を確保したうえでマスクの着用など、三密を避ける新型コロナウイルス感染拡大防止対策に努めております。なお、相談室の使用後は毎回アルコール消毒を行っております。

扶養照会については、令和3年2月26日付厚生労働省からの通知に基づき、今の時代や実態に沿った形で運用しております。保護受給者への相談に当たっては、丁寧に生活歴等を聞き取り、個々の保護受給者に寄り添った対応をするよう配慮しております。

住居確保給付金については、審査に要する提出書類や添付書類等が複数あるため、郵送で受け付けた場合、訂正や追記、再提出などが必要となり、かえって支給決定が遅れる結果となることが想定されます。そのため、現在、委託先の門真市社会福祉協議会において、聞き取りと説明を直接に行い、速やかに申請を受け付け、支給に繋げるため、新型コロナウイルス感染防止の対策を行いながら窓口での受付を案内しています。

また、厚生労働省の特設サイトにて、申請相談窓口（門真市社会福祉協議会）を明示の上、申請書等のダウンロードもできるようになっており、郵送等による申請にも対応できることとしております。

なお、申請手続きの簡略化については、厚生労働省からの事務連絡に基づき対応しております。

14. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填（減収補償）を国・大阪府に求めてください。

【回答】産業振興課

医療機関・介護事業所・障害者事業所等に対する支援金については、本年4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う外出自粛等の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の事業の継続・立て直しやそのための取組を支援するための国による「月次支援金」があり、医療法人や社会福祉法人、NPO法人等も対象となっております。

本市といたしましても、国、府の支援策について、引き続きホームページ等を通じて迅速な周知に努めてまいります。

15. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

【回答】人権市民相談課（WESS）、子育て支援課

児童虐待への対応としまして、支援が必要な子ども達のご家庭へ電話や訪問を実施し、子ども達の状況確認を行うと共に、保護者の話を傾聴することでストレス緩和につながるよう、日頃にも増してその支援に努めております。加えて、子ども達の所属先へ見守り支

《回答書》

令和3年9月28日

援をお願いするなど、所属先及び庁内関係機関と連携を図りながら、子ども達の安全確認を実施しております。また、児童虐待やDVに関する相談先をホームページや広報紙に掲載するなど、様々な機会を通じて行っております。

今後におきましても関係部署等との連携を進めながら、児童虐待やDVに対し、早期に把握、解決できるよう取り組んでまいります。

16. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

【回答】 危機管理課

従来の避難所運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症対策に関する項目を加え、また、感染対策に必要な物資の備蓄や分散避難を目的とするホテルとの協定締結等、避難所において感染者が出ないように、感染対策に努めております。